医３１号

**病院・診療所巡回診療（健診等）届**

年　　　月　　　日

　　　福岡市保健所長　様

開設者

　次のとおり巡回診療（健診等）を実施したいので、届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開 設 者 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 〒(℡　　　　　　　) | 施設の所在地 | 〒(℡　　　　　　　) |
| 氏名又は名称 |  | 施設の名称 |  |
| 診療科目又は健康診断の項目 |  |  |
| 実施の目的、方法及び費用の徴収方法 |  |
| 実施時期 | 　　　　年　　　　月　　　　日　～　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |

（留意事項）

１　巡回診療（健診等）については、原則として診療所の開設手続きが必要となるが、以下のいずれにも該当する場合は、本届書を提出することで巡回診療（健診等）を行うことができる。

（１）病院又は診療所の事業として行われるものであること。

（２）福岡県内で行われるものであること。

（３）次のいずれかに該当するものであること。

ア　巡回診療（健診等）車又は巡回診療（健診等）船であって当該車輌又は船舶内において診療（健診等）を行うことができる構造となっているもの（以下「移動診療（健診等）施設」という。）を利用する場合。

イ　移動診療（健診等）施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療（健診等）であって、定期的に反復継続（おおむね週２回以上とする。）して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね３日以上とする。）して行なわれることのないもの。

（４）巡回健診等の場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等に基づく健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診及び医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む。）、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施する巡回健診等（疾病の治療を前提としたものを除く。）であること。

※　疾病の治療を前提とした巡回診療については実施を認めない。

※　巡回診療（健診等）を実施するにあたっては、病院又は診療所における通常の診療に支障が生じないこと。

２ 巡回診療については、おおむね３ヶ月～６ヶ月ごとに、巡回健診等については、おおむね１ヶ月～３ヶ月ごとに提出のこと。

３　実施責任者は、医師又は歯科医師であること。

（添付書類）

１　巡回診療（健診等）実施計画書（別紙１５）

２　病院・診療所の開設者が公益法人等である場合には定款又は寄附行為（※事前に所管する各衛生課に提出している場合は不要）

３　移動診療施設（健診等）を利用する場合は、その構造設備の概要